平成２８年（フ）第４６６号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目17番20号　第22アオイビル202号、旧住所埼玉県南埼玉郡宮代町川端１丁目５番21号　アズベール205号
債務者　横山　　瞳（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４７３号
埼玉県越谷市川柳町４丁目133番地45
債務者　井上　充子（旧姓岩佐）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４８２号
埼玉県三郷市高州１－47－２　フレクション三郷201　北川方、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町中津220番地の４（旧住所）
埼玉県幸手市北１丁目６番14号
債務者　橋本ゆかり
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７６７号
千葉県市川市南行徳３丁目９番18－306号（サンハイツ）
債務者　勝元　次美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７７５号
千葉県船橋市行田３丁目１番７棟604号
債務者　小野寺とし江
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７７６号
千葉県船橋市行田３丁目１番７棟604号
債務者　小野寺雅人
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７８６号
千葉県市原市五井6344番地９
債務者　ミウラ　ロサリア　サントス
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８３５号
千葉県市川市須和田１丁目12番21号
債務者　山形　　稔
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８７３号
千葉県市原市辰巳台西３丁目10番地　グリーンガーデン辰巳Ｂ棟204
債務者　大野　晴子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８８０号
千葉市緑区おゆみ野１丁目16番地５　パセオおゆみ野108号
債務者　青柳　由美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８８３号
千葉市若葉区みつわ台５丁目６番17号　コーポみつわ102号
債務者　國井　和雄
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８８４号
千葉県船橋市習志野台６丁目６番９号　Ｌｉｖｉｅ船橋101号
債務者　豊岡　満裕
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８９０号
千葉県市原市玉前121番地２　グリーンハイツ201
債務者　能登　光紹
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４号
川崎市高津区新作２丁目11番９－603号
債務者　松山秀雄こと　崔　　秀雄
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３１号
川崎市多摩区南生田６丁目７番11号　第３ミツヤハイツ　102、前住所名古屋市瑞穂区中山町３丁目８番地１（新日本実業㈱瑞穂寮北201号）
債務者　井上　祐子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３４１号
川崎市川崎区池田１丁目４番１－204号
ユースフル八丁畷、前住所東京都大田区大森西４丁目17番８号　栄光ハイツ303
債務者　有田　暢人
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５１号
川崎市多摩区登戸600番地１　メゾンホープ202
債務者　飯島　匡子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係